愛知県	中京病院及び中京病院付属介護老人保健施設
三重県	四日市羽津医療センター及び四日市羽津医療センター付属介護老人保健施設
滋賀県	滋賀病院及び滋賀病院付属介護老人保健施設
京都府	京都鞍馬口医療センター
大阪府	星ヶ丘医療センター及び大阪病院
兵庫県	神戸中央病院、神戸中央病院付属介護老人保健施設及び神戸中央病院付属ハーバーランド健康管理クリニック
奈良県	大和郡山病院
山口県	下関医療センター及び下関医療センター付属介護老人保健施設
愛媛県	宇和島病院及び宇和島病院付属介護老人保健施設
高知県	高知西病院
福岡県	福岡ゆたか中央病院、久留米総合病院及び久留米総合病院付属介護老人保健施設
熊本県	熊本総合病院

国家試験

平成27年度技術士第一次試験の試験会場

技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第１条の規定に基づき、平成27年10月12日に実施する平成27年度技術士第一次試験の試験会場について、次のとおり公告する。

平成 27 年 9 月 11 日

文部科学大臣　下村　博文

試験地	試験会場
北海道	北海道大学高等教育推進機構　札幌市北区北17条西８丁目
宮城県	サンフェスタ　仙台市若林区卸町２丁目15番地の２
東京都	慶應義塾大学三田キャンパス　港区三田２丁目15番45号
	ＴＫＰ市ヶ谷カンファレンスセンター　新宿区市谷八幡町８番地
	電気通信大学　調布市調布ヶ丘１丁目５番１号
	東京学芸大学　小金井市貫井北町４丁目１番１号
	フォーラムエイト　渋谷区道玄坂２丁目10番７号
神奈川県	慶應義塾大学日吉キャンパス　横浜市港北区日吉４丁目１番１号
新潟県	日本歯科大学新潟生命歯学部　新潟市中央区浜浦町１丁目８番地
石川県	金沢工業大学扇が丘キャンパス　野々市市扇が丘７番１号
愛知県	名古屋工業大学　名古屋市昭和区御器所町
大阪府	大阪大学豊中キャンパス　豊中市待兼山町１番16号
	近畿大学東大阪キャンパス　東大阪市小若江３丁目４番１号
広島県	広島工業大学専門学校　広島市西区福島町２丁目１番１号
香川県	香川大学幸町キャンパス　高松市幸町１番１号
福岡県	福岡工業大学　福岡市東区和白東３丁目30番１号
沖縄県	沖縄大学　那覇市字国場555番地

平成 27 年度水産業普及指導員資格試験の実施について

水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年３月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）別表４水産業普及指導員資格試験実施要領第４の規定に基づき、平成27年度水産業普及指導員資格試験の実施について、次のように公告する。

平成 27 年 9 月 11 日

農林水産大臣　林　　芳正

第１　試験方法　水産業普及指導員資格試験（以下「試験」という。）は、書類審査、筆記試験及び口述試験とし、それぞれ次に掲げる方法により行う。

１　書類審査　業績報告書（別記様式第１号）及び第４の４の審査課題に対する報告書により、普及指導活動に必要な技能を有しているか否かの判定を行う。

２　筆記試験　次に掲げる課題について行う。

⑴　基礎課題　水産業に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの

⑵　専門課題　水産業に関する専門的な技術に関する知識及びその普及活動への応用力の有無を判定する内容のもの

３　口述試験　面接により、水産業の現場における課題を解決するために必要な意欲、常識、態度、意思疎通の能力等を有するか否かの判定を行う。

第２　筆記試験及び口述試験の実施期日及び場所

⑴　実施期日

ア　筆記試験　平成27年12月３日（木）

イ　口述試験　平成27年12月４日（金）

⑵　場　　所　東京都特別区

注：場所の詳細については、受験票の送付に併せて通知する。

第３　受験資格

１　試験を受けることができる者は、⑴から⑶までのいずれかに該当する者とする。

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）、独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）第64条の規定による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校又は中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令（平成12年政令第314号）の規定による廃止前の農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、ア又はイの職務に従事した期間を通算した期間が２年以上に達するもの

ア　国、地方公共団体その他法人格を有する団体における水産業に関する試験研究又は学校教育法による高等学校その他これと同等以上の教育機関における水産業に関する試験研究若しくは教育

イ　国、地方公共団体その他法人格を有する団体における水産業に関する普及又は指導

⑵　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、⑴に規定する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、⑴のア又はイの職務に従事した期間を通算した期間が４年以上に達するもの

⑶　学校教育法による高等学校を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）で、卒業又は合格後当該試験の実施期日までに⑴のア又はイの職務に従事した期間を通算した期間が６年以上に達するもの

２　外国の教育機関を卒業した者は、当該教育機関の修業年限及び課程に応じて農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の教育機関を卒業した者とみなす。

３　外国の行政機関、教育機関又は団体において、水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した者は、農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において当該在職期間と同一期間、試験研究、教育、普及又は指導に従事した者とみなす。

４　２又は３の規定による農林水産大臣の認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第２号）に、２に規定する者にあっては当該外国の教育機関を卒業したこと又は修了したことを証する書類、３に規定する者にあっては当該外国の行政機関、教育機関又は団体において水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した期間についての当該外国の行政機関、教育機関又は団体の発行する証明書を添え、平成27年９月25日（金）（当日消印有効）までに東京都千代田区霞が関一丁目２番１号（〒100―8907）水産庁増殖推進部研究指導課宛て書留郵便により提出するものとする。

５　農林水産大臣は、４の書類を審査し、日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体に相当すると認めるときは認定書を交付し、これらに相当しないと認めるときはその旨を通知する。